

町有財産（金地金）売り払いに伴う一般競争入札説明書

町有財産の売り払いについて、以下のとおり一般競争入札を実施するので、買取希望者は、この入札説明書の各条項を承知の上、あらかじめ入札参加の申し込みを行い、所定の手続きに従い入札を行うこと。なお、入札続き等について不明な点は、串本町総務課に照会すること。

令和6年1月22日

1 一般競争入札により売り払う動産

品名	数量	最低買取率
金地金（田中貴金属工業製）1 kg	5 本	100%

- ・買取率とは、田中貴金属工業株式会社が公表している「店頭買取価格(税込)」を基準額として、当該基準額に乗ずる換金率のこと。以下、「買取率」という。
- ・最低買取率とは、あらかじめ当町が定めた最低買取率であり、これを下回る入札は無効とする。

2 仕様内容（買取方法、買取条件等）

- (1) 入札においては、田中貴金属工業株式会社が公表している店頭買取価格(税込)を基準に、金地金の買取率(%)を入札書に記載すること。
- (2) 実際の買取代金は、田中貴金属工業株式会社が買取日当日に公表した店頭買取価格(税込)に、落札した金地金の買取率及び金地金の重量を乗じた額とする。またその額に円未満の端数が生じたときは、円未満を切り捨てることとする。
- (3) 買取日は、串本町議会令和6年第1回定例会における、当該金地金の財産処分議案の議決後から令和6年3月29日(金)までの間で、落札者と町が協議により定めた日とする。
- (4) 金地金（田中貴金属工業製）の買取が可能であること。
- (5) 入札にあたり、事前に金地金の査定・真贋の場は設けない。
- (6) 買取代金は一括で町が指定する口座に令和6年4月30日(火)までに振込により支払うこと。
- (7) 買取は、落札者と町が協議により定めた場所で行うこととし、当町立ち会いの下、査定・真贋、買取代金の口座振込による支払いまでを完了し、その後、金地金を引き渡すこととする。なお、立ち会い、買取、査定・真贋、買取代金の口座振込に要する費用は、落札者の負担とする。
- (8) 査定・真贋の結果、万が一正規品以外の品が含まれていた場合は、落札者は正規品のみを入札書に記載した買取率で買い取り、正規品以外の品については、真贋証

憑書類を添えて、買取対象から除外できることとする。なお、金地金の引き渡し以降の返品・返金等の申し出は一切受け付けない。

3 入札参加資格

本入札に参加する者（以下「入札者」という。）は、次に掲げる条件を全て満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない者（当該事実と同一の事由により串本町建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱（平成 20 年告示第 23 号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 入札日現在において、引き続き 5 年以上の営業実績があること。
- (4) 営業を行うにつき、法令などの規定による官公署の免許又は許可を受けていること。
- (5) 法人税、所得税、事業税、町税、消費税及び地方消費税を納付していること。
- (6) 金融機関から取引の停止を受けた者そのほかの経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は同条第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 199 条又は 200 条の規定により更生計画が許可された者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされていない者とみなす。
- (8) 入札日から落札決定までの間において、指名停止要綱に基づく指名停止処置の期間がない者であること。
- (9) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）を承諾した者

4 入札参加申込書の受付

一般競争入札に参加希望の方は、必要事項を記載した一般競争入札参加申込書を持参又は郵送のうえ、次の(1)から(4)により申し込みを行うこと。

(1) 受付期間及び時間

- ・ 令和 6 年 1 月 22 日（月）から令和 6 年 1 月 31 日（水）まで。
- ・ 午前 9 時から午後 5 時まで。（正午から午後 1 時を除きます。）

※郵送等で申し込む場合は、必ず簡易書留で令和 6 年 1 月 31 日（水）までに必着のこと。なお、連絡や返却は理由を問わず一切行わない。

(2) 受付場所

和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台690番地5

串本町役場 2階 総務課

(3) 提出書類

- ① 一般競争入札参加申込書
- ② 全部事項証明書（履歴事項証明書）1通
- ③ 印鑑（登録）証明書 1通
- ④ 古物商許可証の写し（法人用）
- ⑤ 誓約書（「3 入札参加資格」を満たしている者であることを誓約する書面）
- ⑥ 委任状（代理人により入札申し込みをする場合は必要）

(4) 申し込みにあたっての留意事項

- ① 提出書類のうち、公的証明書は発行後3ヶ月以内のものに限る。
- ② 提出書類は、理由を問わず一切返却は行わない。
- ③ 共有名義での申し込みはできない。
- ④ 一般競争入札参加申込書の内容変更や取り下げについては、入札参加申し込みの期間内に限って行うことができる。（取り下げ書は自由書式）
- ⑤ 入札参加の申し込み手続き後、入札書及び入札参加証を交付する。入札参加証は入札書提出時に必ず持参すること。
※郵送にて申し込みをした場合、入札書は当入札ホームページからダウンロードすることとし、入札参加証は入札書の提出までに一般競争入札参加申込書原本の写し及び簡易書留の控えを町に提示し、町から交付を受けること。
- ⑥ 入札参加申し込み受付以降に入札参加資格がないことが判明した場合は、入札参加申し込みの受付について取り消しを行う。
- ⑦ 入札参加申込者に関する情報及び申込者数等の問い合わせについては、一切応じない。

5 入札・開札に必要な書類及び提出の場所・日時・方法等

(1) 入札書の提出場所

串本町役場 2階 会議室5

(2) 入札書の提出日時

令和6年2月7日（水） 午後2時から

(3) 入札にあたり持参する書類

- ① 入札参加者証
- ② 入札書
- ③ 委任状（代理人による入札をする場合は必要）

※代理人の場合は、入札時の委任状に記載されている受任者であることが確認が

できる本人確認書類を持参すること。

- (4) 入札参加者は、入札書に見積もった買取率(%)を記載すること。
- (5) 入札書の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とする。
- (6) 入札参加者は、自己の入札の完了後は、入札書の書換え、引換え又は撤回することができない。
- (7) その他入札方法等については、関係法令の定めるところによる。
- (8) 本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加申込について虚偽の申請を行った者がした入札は、無効とする。
- (9) 開札は、入札参加者の立ち会いのもとで行う。
- (10) 開札の結果について異議を申し立てることはできない。
- (11) 入札した買取率が最低買取率以上かつ最高買取率である入札者を落札者として決定する。なお、最高買取率の入札者が複数ある場合は、くじで落札者を決定する。
- (12) 開札結果は、落札者の法人名及び落札買取率を当入札ホームページ内で公表する。

6 契約及び契約保証金に関する事項

(1) 契約の締結

- ① この契約は、財産処分の議決を得た後、当町が落札者に対してこの契約を本契約とする旨の意思表示をしたときに本契約となる仮契約とする。
- ② 当町は、議会で議決が得られなかった場合は、落札者に対していかなる責任及び費用負担を負わない。

(2) 契約費用等

- ① 契約書に添付する収入印紙の費用は、落札者の負担とする。
- ② その他の契約に要する費用は、落札者の負担とする。

7 買取代金の納入

落札者と町が協議により定めた場所と日時取引を行う。町が指定する口座への振込等により、当該契約に係る買取代金を当町の収納機関に納付しなければならない。

8 入札及び契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

串本町役場 総務課

〒649-3592 和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台690番地5

電話番号 0735-62-0555

9 その他

この入札説明書に記載されていない事項で必要なものは、地方自治法、地方自治法施行令の定めるところにより串本町長が決定する。

(別紙)

暴力団排除に関する誓約事項

当団体は、下記のいずれにも該当しません。

また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、誓約書を提出します。

記

- 1 法人等（法人又は団体をいう。）の役員等（役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。